

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	4	府省庁名	復興庁、国土交通省、農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の特例措置の創設		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 被災した地方公共団体が策定した復興交付金事業計画に位置づけられた防災集団移転促進事業により地方公共団体が買収した公有地を周辺の土地と一緒に利活用するため、利活用しようとする区域内にある民有地と当該区域外にある公有地を交換する場合における、当該民有地の権原を有する者 ・特例措置の内容 被災した地方公共団体が策定した復興交付金事業計画に位置づけられた防災集団移転促進事業により地方公共団体が買収した公有地を周辺の土地と一緒に利活用するため、利活用しようとする区域内にある民有地と当該区域外にある公有地を交換する場合において課税される不動産取得税を非課税とする。 		
関係条文			
減収見込額	[初年度] ▲13 [改正増減収額]	(-)	[平年度] ▲13 (单位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>民有地の所有者に課税される不動産取得税を非課税にすることで、被災した地方公共団体が土地交換を行わなければ必要ななかった土地交換時の負担を軽減して、地方公共団体が行う土地交換による公有地の集約化を促進することにより、防災集団移転促進事業で買い取った公有地を将来的なまちづくり等の観点から有効活用を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>復興交付金事業計画に位置づけられた防災集団移転促進事業（以下「事業」という。）は、自然現象による災害が発生した地域において、住居の集団的移転を促進する事業であり、地方公共団体は、移転先である高台等に住宅団地を造成し、移転対象となる被災者に対し譲渡等する一方、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律第2条に規定する移転促進区域内にある当該被災者の宅地及び宅地に介在する農地（以下「住宅用地等」という。）を買い取ることが認められている。</p> <p>東日本大震災の被災地においては、津波被害の甚大さから、住宅用地等が広範囲に及んでおり、当該住宅用地等が存在するエリア内では、事業により買い取った住宅用地等である公有地と、買取対象とならない商業用地等の民有地がまだらに混在しているところが多い。</p> <p>買い取られた住宅用地等は建築基準法第39条に規定する災害危険区域内に存し住宅を新築することはできないが、津波時には避難する必要があるものの、農業用地、産業用地等様々な利用に適した平地が多い。しかし、上記の通り公有地と民有地が混在しているため、公的利用や企業誘致のためのまとまった土地を地方公共団体が確保するためには、公有地の周辺に存在する民有地の取得が必要である。</p> <p>当該民有地の取得を買収の手法により行うこととした場合、事業により買い取った利活用しない他の公有地等は未利用のまま引き続き存在することになり、当該公有地の有効活用は図られず、地方公共団体は公有地の管理負担を負うことになる。このため、土地の集約化を図るために民有地を取得するには、交換の手法による方が効率的である。</p> <p>ただし、上記の交換を行う場合、交換に応じる民有地所有者には、不動産取得税として土地価格の3%の負担が生じるため、民有地所有者の協力が得られないおそれがある。以上のことから民有地の交換を促進するため、不動産取得税の非課税を要望するものである。</p>		
本要望に 対応する 縮減案			

	政策体系における政策目的の位置付け	■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(6)東日本大震災からの復興に係る施策の推進」
合理性	政策の達成目標	防災集団移転促進事業により買収された公有地を一体的に利活用するため、利活用する区域内にある民有地と当該区域外にある公有地の交換を実施
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（平成28年度～平成32年度）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	住居を失った被災者等の居住を早急に確保することが最優先の課題であったため、災害発生時から現在までは防災集団移転促進事業における移転先の整備を重点に施行されていたことから、ほとんど達成されていない状況。
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用件数) 25件
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	土地交換による集約化が促進され、地方公共団体が所有する公有地の有効活用が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	土地改良法による土地改良事業の施行に伴う換地の取得若しくは同法による農用地の交換分による土地の取得又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に伴う換地の取得における不動産取得税の非課税（地方税法第73条の6第1項及び第3項）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	地方公共団体が所有する公有地の有効活用を図るため、利活用する区域内にある民有地と利活用しない公有地の交換を促進するための措置であり、対象として的確である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	なし